

## 《2016年度 事業計画》

当会は、約20年前から取り組まれている消費者の目線で活動を行っている「活動委員会」と準備期間も入れると約10年になる差止請求訴訟を含めて検討を行っている専門家で構成する「検討委員会」の大きく2つの体制で活動を展開してきました。

それに加え、昨年は、埼玉県の実業である消費者被害防止サポーターのフォローアップ研修を受託し、一日間の研修を実施しました。

さらに2016年度からは、消費者被害防止サポーター活動推進事業の養成講座・フォローアップ研修・活動の場について年間を通して受託し、消費者市民社会に向けて、消費者教育の面でも役割を発揮していきます。

### 1. 適格消費者団体として、消費者被害を未然に防ぎ、拡大の防止に向けて、事業者の不当行為に対し是正を求める事業を行ないます

- (1) 事案検討に基づいて、事業者への問合せや申入れを行ないます。改善が得られない、消費者契約法等に違反する事業者の不当な行為に対しては、差止請求を行ない、消費者被害の防止に向けて是正を求めます。寄せられた被害情報や調査活動の結果、被害の程度、広がりを見極めながら、検討委員会で事案検討を行ないます。検討委員会・運営促進会議とあわせ、新規の情報提供の検討を委員に割り振る「担当制」や適格団体としての取扱いの可否等をチェックする「聴取カード」の仕組みを継続していきます。また、特定適格を目指す取り組みとして、集団的被害回復制度の対象の可否等をチェックする「集団的被害回復チェック」シートを活用します。
- (2) 裁判外での和解（改善）に至った事業者との「合意書」締結をすすめます。
- (3) 全国の適格消費者団体と共同での要請等、事業者の是正に向けた活動を進めます。
- (4) 食品表示法の改定による、著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権への対応のために準備を進めます。

### 2. 新たな訴訟制度を担える「特定適格消費者団体」を目指し、会の組織基盤を強めます

- (1) 新たに成立した「消費者裁判手続特例法」に基づき、制度自体の研究検討、定款・業務規程の変更、新制度を担える体制、連携のあり方を整理し、体制整備をすすめます。
- (2) 新しい訴訟制度の手続追行主体として、会の組織基盤の強化を図ります。
  - ① 県内の諸団体に、会の事業への理解を広め、賛助の要請を行なっていきます。
  - ② 広報や会員団体を通じ、個人正会員（賛助含む）加入の働きかけをすすめます。
- (3) 特定適格消費者団体認定に向け、なくす会としての訴訟経験の積み上げが求められています。そのためには検討事案の件数増が必要です。件数増と検討体制強化を図っていきます。
- (4) 全国消団連や全国の適格消費者団体と連携し、主に訴訟を支える「基金」の創設を検討していきます。

### 3. 消費者問題や消費者被害情報の調査・研究をすすめます

- (1) 活動委員会を中心に、消費者視点での日常の情報収集と調査活動をすすめ、消費者に不利な契約や勧誘、表示の改善に向け、活動委員会としての「改善要望」などを行ないます。
- (2) 活動委員会で取り扱う事案のなかで必要と判断した事案については検討委員会へつなげていきます。
- (3) 会員や会員団体とともに、アンケート活動等を通し情報収集・調査・啓発活動を行ないます。

#### **4. 情報提供事業をすすめ、消費者市民にとって必要な情報を適時、提供していきます**

- (1) ニュースレターの定期発行をすすめます。事業者に対する交渉結果など、事業者に改善を求める事業の報告を適時行ない、消費者啓発を強めます。
- (2) ホームページで事業者との交渉や会の活動を広報し、会への理解を促進します。検討事案について、事案の公表ルールに基づいて公表していきます。

#### **5. 消費者行政や社会制度の充実に向け、提言事業をすすめます**

- (1) 地方消費者行政活性化交付金の拡充を受け、消費者行政がより前進するよう、「市町村における消費生活関連事業調査」等を基に積極的に提言を行ないます。

#### **6. 消費者市民社会の実現に向け、消費者力向上に役立つ事業を行ないます**

- (1) 県内の消費者団体や行政との協力協働を強め、消費者力向上に向けた学習会やワークショップ開催をすすめます。
- (2) 消費者教育推進法の施行を受け、出前講座メニューが積極的に活用されるように広報を強化するなどし、講師派遣の役割を發揮します。
- (3) 県からの委託事業としての消費者被害防止サポーター活動推進事業を養成講座・フォローアップ講座・活動の場の視点で整理し受託事業として推進します。また、市町村への働きかけの充実を図っていきます。

#### **7. 消費者団体や関係諸機関と協働し、地域でネットワーク事業をすすめます**

- (1) 埼玉県消費者団体連絡会・埼玉県消費者大会実行委員会・消費者行政充実埼玉会議などとの連携を大切にします。
- (2) 第52回埼玉県消費者大会に参加し、県内の消費者団体とのネットワークづくりをすすめます。
- (3) 消費者被害の拡大防止に向け、埼玉県・適格消費者団体連絡協議会を通して具体的な課題を話し合い、連携・協働を強めます。また、県消費生活支援センターとの実務者間での協議を継続します
- (4) 適格消費者団体連絡協議会に参加し、全国の適格消費者団体、適格消費者団体を目指す団体との連携をすすめます。
- (5) 事業者や行政との懇談に参加し、消費者市民の意見を伝えます。

以上